

# AEO制度の運営方針にかかる新通達

## ○ 税関によるAEO制度の運営方針を示すべく新たな通達を制定する。

- ・ 不明瞭とされていた部分の明確化と、AEO事業者による自主管理や自己改善の更なる促進を目指す。
- ・ AEO事業者が自ら取り組むべき内容を認識し易くすることを通じて、コストの軽減にもつなげていく。

## 制定趣旨

- ・ AEO制度は、官民パートナーシップに基づき、AEO事業者による自主的な取組みを前提に、ベネフィットを提供。
- ・ 税関は、AEO事業者による自主的な取組みを尊重しつつ、業務状況の把握を通じ、AEO制度の適切な履行を確保。

## 1 業務遂行能力等の確認

- ・ 事業者の業務遂行能力及び法令遵守等の実施状況の確認は、税関に提供された又は税関が把握した情報を総合的に勘案して判断。
  - ① 承認内容又は認定内容の変更手続
  - ② 事故等不適正事案が発生した場合の、税関への報告及び再発防止への取組み
  - ③ AEO事業者が自ら実施した監査（内部監査）の結果
  - ④ 税関による事後監査の結果

# AEO制度の運営方針にかかる新通達

## 2 不適正事案の取扱い

- ・ 重大な不適正事案が生じた場合、都度遅延なく税関への報告を求める。

この場合、事業者が再発防止策を策定し、効果的な実施がなされているときは、税関による業務遂行能力等が十分か否かを判断する際において考慮。

(注) 特に重大な不適正事案は、個々の事案ごとに法令で定める要件に照らし、取消し等について検討。

- ・ 軽微な不適正事案は、都度の報告は不要とし、自主管理や自己改善（再発防止の取組）を行い、内部監査にてその取組状況を点検。

## 3 AEO事業者による内部監査

- ・ 内部監査や改善勧告の結果、更に上記2の再発防止に向けた取組状況について、税関への定期的な情報提供を求める。
- ・ 税関は、事業者の業務状況を把握し、必要に応じ、事業者へ手続や運用の見直し又は内部監査の手法の改善等を助言。

## 4 税関による事後監査

- ・ 税関による上記1の確認の結果を踏まえ、事後監査の実施時期や内容等を検討し、原則として直近から5年以内に実施。
- ・ 事後監査の対象項目の一部又は全部について、必要に応じ、情報通信技術の活用等による実施も可能に。